

議案第二十六号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第三十五条の二第一項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第三条、第九条の二第一項及び第十条の規定の適用については、これらの規定（第三条第二項及び第三項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第三条第二項及び第三項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例附則第四項の規定は、平成二年度分の国民健康保険税から適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。